

地域の環境保全活動に

環境保全課題対策事業費補助金を活用しませんか



山梨県では、環境課題の解決に向けた事業にかかる経費に対して、環境保全課題対策事業費補助金を交付しています。

○対象

県内の市町村、一部事務組合、民間団体

○対象となる事業

- ・ ごみ減量化・リサイクル推進事業
- ・ プラスチックごみ対策事業
- ・ 地球温暖化対策事業
- ・ 環境教育推進事業
- ・ その他知事が認める事業

○対象となる経費

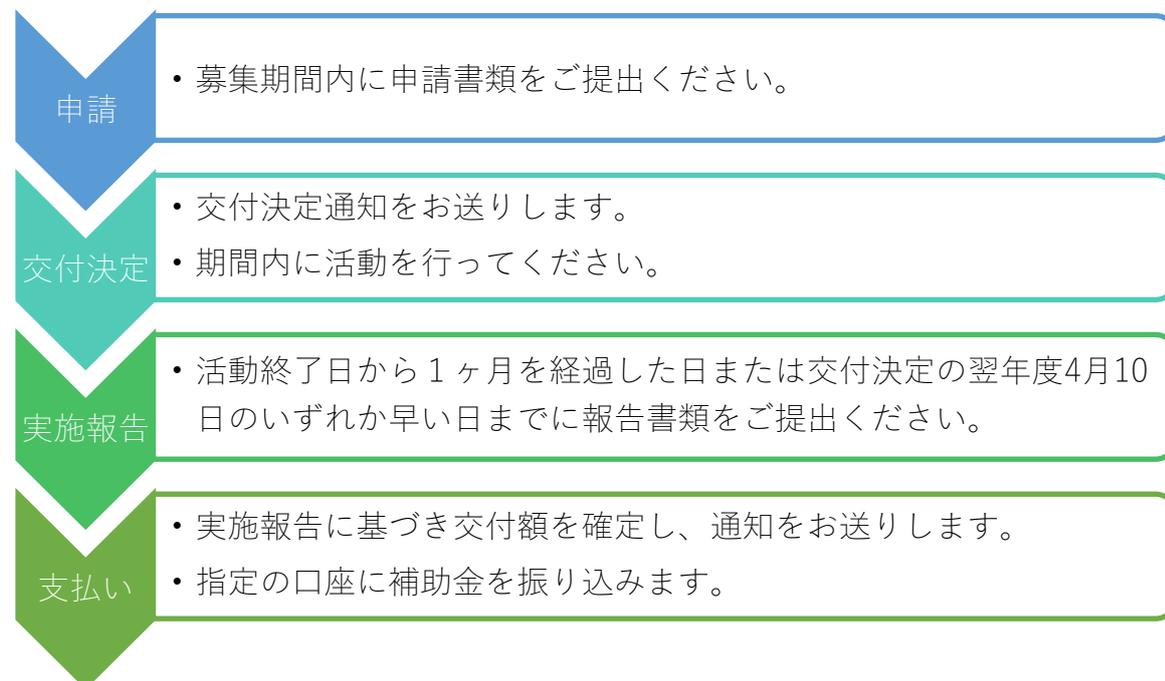
- ・ 報償費（講師謝金等）
 - ・ 旅費（講師旅費等）
 - ・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）
 - ・ 役務費（通信運搬費、保険料等）
 - ・ 使用料及び賃借料（会場使用料等）
- * 交付決定後から交付決定年度末までの活動に要する経費が対象です。
交付決定前に購入・発生した経費は対象外です。

○補助額

対象経費の1／2を補助します。

補助上限額：民間団体 100 万円 市町村・一部事務組合 50 万円

○補助までのながれ



○お問い合わせ先

山梨県 森林環境政策課

TEL：055-223-1503

055-223-1642（※4月1日より）

E-mail：shinkan-ss@pref.yamanashi.lg.jp